



文教のまち西原

～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～

第2期 西原町まちづくり指針

〈令和3年度～令和6年度〉



西 原 町

令和3年3月

目 次

はじめに	1
第 1 西原町まちづくり基本条例	1
第 2 まちの将来像	2
第 3 まちづくりの基本方向	3
第 4 まちづくりの基本原則	3
第 5 体系と期間	3
持続可能な開発目標SDGsとは	4
まちづくり重点施策のSDGs位置づけ一覧	6
体系図	10
第 6 まちづくりの重点施策	11
1 平和で人間性豊かなまちづくり（まちづくり基本条例第 4 条）	
(1) 平和事業の推進	11
(2) 地域活性化事業の推進	11
(3) 男女共同参画社会の推進	11
(4) 学校教育の充実	11
(5) 教育環境の充実	12
(6) コミュニティスクールの導入	12
(7) 認定こども園の創設	12
(8) 学校給食の充実・強化	12
(9) 生涯学習の振興	12
(10) スポーツ・レクリエーション活動の推進	13
(11) 青少年健全育成の推進	13
(12) 文化事業の推進	13
(13) 町民交流センター利活用の推進	14
(14) 国際交流事業の推進	14
2 安全で環境にやさしいまちづくり（まちづくり基本条例第 5 条）	
(1) 交通安全施設の整備と安全教育の推進	14
(2) 消防・防災体制等の確立	14
(3) 環境保全対策の推進	15
(4) 上水道事業の充実	15
(5) 下水道事業の推進	16
3 健康と福祉のまちづくり（まちづくり基本条例第 6 条）	
(1) 新型コロナウイルス感染症への対応	16
(2) 成人保健事業の推進	16
(3) 医療保険事業の推進	16

(4) 母子保健事業の推進	17
(5) 児童・母子（父子）福祉の推進	17
(6) 地域福祉活動の推進	17
(7) 高齢者福祉の推進	18
(8) 障がい者（児）の福祉の推進	18
4 豊かで活力あるまちづくり（まちづくり基本条例第7条）	
(1) 農業の振興	18
(2) 水産業の振興	19
(3) 緑化の推進	19
(4) 商工業の振興	19
(5) 観光振興	19
(6) 道路網及び排水施設の整備	20
(7) 都市基盤施設の整備	20
(8) モノレールの延伸	21
(9) 民間活力の導入	21
第7 西原町の人口ビジョン	22
第8 西原町の土地利用	24
第9 土地利用構想	25
1 西原西地区土地区画整理事業	26
2 大型M I C E施設周辺エリアのまちづくり	26
3 モノレールでだこ浦西駅・幸地インターチェンジ周辺のまちづくり	27
第10 各施策を推進するにあたって	28
参考 西原町の財政状況	
1 歳入歳出総額の推移	29
2 歳入の推移	30
3 性質別歳出の推移	31

はじめに

本町は、2012年（平成24年）4月に「西原町まちづくり基本条例」を制定し、町政運営を進めています。これまでの総合計画は、長期間かけて策定することにより、計画策定自体が目的化してしまうことや、社会経済情勢の急激な変化に対応した柔軟な見直しが困難であるなどの課題がありました。このような総合計画が抱える課題も明らかになる中、平成23年（2011年）8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、総合計画の策定義務と議会での議決要件が廃止されました。

以上のような、地方自治を取り巻く大きな時代の転換期の中では、まちづくりの担い手である町民、事業者、議会及び執行機関の役割を再確認し、町民主体のまちづくりを推進していかなければなりません。

そのため、これまでの総合計画基本構想に替わるものとして、2012年（平成24年）4月に「西原町まちづくり基本条例」を制定し、「平和で人間性豊かなまちづくり」、「安全で環境にやさしいまちづくり」、「健康と福祉のまちづくり」、「豊かで活力のあるまちづくり」の4つの基本方向のもとで、町政運営を進めています。

さらに、今後のまちづくりのあり方について議会や町民の皆様が町政運営の評価や意見を行いやすい形としてまちづくり指針を策定し、皆様にお示ししています。

今回新たに、令和3年度からの4年間において、長期的な視点に立ちつつ、重点的に実施しなければならない施策を位置づける「第2期西原町まちづくり指針」を、持続可能で多様性と※¹包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標である※²SDGsの視点も踏まえ、ここに策定し推進していきます。

※¹包摂性…誰ひとり取り残さないということを意味する。

※²SDGs…2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットから構成される。（P4参照）

第1 西原町まちづくり基本条例

少子高齢社会の到来や地域主権改革など自治体を取り巻く大きな時代の転換期の中で、まちづくりの担い手である町民、事業者、議会及び執行機関の役割を再認識し、町民主体のまちづくりを推進していくことが求められています。そのため西原町では、これまでの総合計画基本構想に替わるものとして、条例制定が必要であると考え、「まちづくり町民講座」や「まちづくり基本条例町民会議」を開催し検討が実施されました。

こうした町民や議会等との議論を踏まえ、2012年（平成24年）4月に「西原町まちづくり基本条例」が施行されました。この条例は、西原町が将来にわたって住みよい町であるために、まちづくりの基本的な決まりと、町民、町議会、行政の役割などが定められています。

(西原町まちづくり基本条例 前文より)

わたしたちのまち西原町は、沖縄本島東部海岸における中部と南部の接点に位置し、西原富士と呼ばれる運玉森を望む緑豊かなまちです。古くは首里王府の北（琉球語で北のことをニシという。）の直轄領地としての歴史があり、サトウキビ作を主体とした純農村地域から、近年は住宅団地の形成、工業施設や商業施設の立地等により活力あるまちへと発展してきました。一方、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため恒久平和の実現に努めてきました。そのような中であって、昭和57年度以来「文教のまち西原」をまちの将来像に掲げ、人づくり、まちづくりを進めてきており、今後も、常に新時代の潮流を見極め、西原町をとりまく国内外の社会情勢の変化に対応し得るまちづくりが求められています。

そこで、わたしたちは、これまで先人が築いてきた地域資源や伝統文化を受け継ぎ、より暮らしよくするとともに軍事基地のない平和で豊かな明るい未来を次の世代へつなげるため、共に力を合わせていかなければなりません。そのためにも、わたしたちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していくことが必要です。

これらのことを踏まえ、ここに、これまでの西原の歴史を尊重するとともに多くの文化教育施設が立地する地域特性を活かし、すべての町民が生涯を通して学び合い、より豊かな人間性と文化を創造する「文教のまち西原」を自らの手で推進し、明日の西原町を切り拓くため、この条例を制定します。

第2 まちの将来像

地域社会は、地方分権、国際化、高度情報化、少子高齢化、生きがい創造、環境共生等への対応が求められています。広い視野を持ちつつ、地域の独自性を踏まえたまちづくりの推進が重要となっています。こうした中で、私たちは世代を超えて、あるいは地域や国を超えて、協力しながら、新しい社会のしくみをつくっていくことが必要となっています。

同様の視点で、西原町をみると国際化や生きがい創造等に対応した教育環境の充実、自然環境と集落・市街地の調和、地域での共生社会の構築等がまちづくりの主要な課題となっています。西原町は、生涯を通じて、学び、創造する町民を育てます。そして、町民が、地域の自然や文化を生かしつつ、平和な社会を築き、これを世界に発信していくまちをつくります。こうしたまちづくりの目標のもとで、

文教のまち 西原

～人かがやき 自然ゆたか 文化かおる 平和創造のまち～

の実現を目指します。

第3 まちづくりの基本方向

西原町まちづくり基本条例第2章では、まちの将来像である「文教のまち西原」を実現するため、次の4つのまちづくりの基本方向を定めています。今回策定する「西原町のまちづくり指針」及び町長が町政運営に係る所信として毎年度表明する「施政方針」に掲げる施策はこの基本方向に沿う形で体形づけられます。

- 1 平和で人間性豊かなまちづくり（まちづくり基本条例第4条）
- 2 安全で環境にやさしいまちづくり（まちづくり基本条例第5条）
- 3 健康と福祉のまちづくり（まちづくり基本条例第6条）
- 4 豊かで活力のあるまちづくり（まちづくり基本条例第7条）

第4 まちづくりの基本原則

西原町まちづくり基本条例第3章では、まちづくりを推進するため、次の3つの基本原則を定めています。

1 情報共有の原則

町民、事業者及び町が互いにまちづくりに関する情報を提供し、共有すること。

2 参加の原則

まちづくりへの町民参加の機会を保障すること。

3 協働の原則

町民、事業者及び町が、共通の目的を実現するために協力し、共に行動すること。

第5 体系と期間

この指針は、「西原町まちづくり基本条例」に基づき策定され、政策効果を高めた事業展開が図られるよう、緊急で重要な課題に対応し、重点的に実施しなければならない施策が位置付けられます。各分野の個別計画及び各事業の実行計画については、この指針の下に位置付けられます。さらに、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための目標であるSDGsを、本指針の各項目へ試行的に位置づけます。







指針の期間は、町長の任期にあわせ、令和3年度から令和6年度までの4年間とし、4年ごとに見直し、改定することとします。ただし、緊急で重要な課題がある場合は、期間をまたずに見直しができるものとします。

持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなっています。







SDGsの17のゴール（沖縄県SDGs推進方針より抜粋）

	<p>【目標1】 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>
	<p>【目標2】 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>
	<p>【目標3】 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
	<p>【目標4】 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p>
	<p>【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>
	<p>【目標6】 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>
	<p>【目標7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>
	<p>【目標8】 働きがいも経済成長も</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用ディーセント・ワークを促進する。</p>
	<p>【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>
	<p>【目標10】 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p>
	<p>【目標11】 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>【目標 12】 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>13 気候変動に 関係する持続可能な開発を</p>	<p>【目標 13】 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>14 海の豊かさを まもろう</p>	<p>【目標 14】 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	<p>【目標 15】 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、 ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	<p>【目標 16】 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提 供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>17 パートナリシップで 目標を達成しよう</p>	<p>【目標 17】 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>

まちづくり重点施策のSDGs位置づけ一覧

まちづくりの基本方向		
項番	項目	ゴール
1 平和で人間性豊かなまちづくり（まちづくり基本条例第4条）		
(1)	平和事業の推進	16 平和と公正をすべての人に 
(2)	地域活性化事業の推進	11 住み続けられるまちづくりを 
(3)	男女共同参画社会の推進	5 ジェンダー平等を実現しよう 
(4)	学校教育の充実	4 質の高い教育をみんなに 
(5)	教育環境の充実	4 質の高い教育をみんなに 
(6)	コミュニティスクールの導入	4 質の高い教育をみんなに 
(7)	認定こども園の設置	4 質の高い教育をみんなに 
(8)	学校給食の充実・強化	2 飢餓をゼロに  4 質の高い教育をみんなに 
(9)	生涯学習の振興	4 質の高い教育をみんなに  10 人や国の不平等をなくそう 

(10)	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
(11)	青少年健全育成の推進	
(12)	文化事業の推進	 
(13)	町民交流センター利活用の推進	
(14)	国際交流事業の推進	

2 安全で環境にやさしいまちづくり（まちづくり基本条例第5条）

(1)	交通安全施設の整備と安全教育の推進	 
(2)	消防・防災体制等の確立	 
(3)	環境保全対策の推進	   
(4)	上水道事業の充実	  
(5)	下水道事業の推進	    

3 健康と福祉のまちづくり（まちづくり基本条例第6条）			
(1)	新型コロナウイルス感染症への対応		
(2)	成人保健事業の推進		
(3)	医療保険事業の推進		
(4)	母子保健事業の推進	 	
(5)	児童・母子（父子）福祉の推進	 	
(6)	地域福祉活動の推進	 	
(7)	高齢者福祉の推進	 	
(8)	障がい者（児）の福祉の推進	 	
4 豊かで活力のあるまちづくり（まちづくり基本条例第7条）			
(1)	農業の振興	   	
(2)	水産業の振興	   	

(3)	緑化の推進	6 安全な水とトイレ を世界中に 	11 住み続けられる まちづくりを 	15 陸の豊かさも 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
(4)	商工業の振興	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	
(5)	観光振興	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	
(6)	道路網及び排水施設の整備	6 安全な水とトイレ を世界中に 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	
(7)	都市基盤施設の 整備	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
(8)	モノレールの 延伸	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
(9)	民間活力の導 入	8 働きがいの 経済成長も 	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	11 住み続けられる まちづくりを 	

まちづくり基本条例

1. 平和で人間性豊かなまちづくり
(まちづくり基本条例第4条)

2. 安全で環境にやさしいまちづくり
(まちづくり基本条例第5条)

3. 健康と福祉のまちづくり
(まちづくり基本条例第6条)

4. 豊かで活力のあるまちづくり
(まちづくり基本条例第7条)

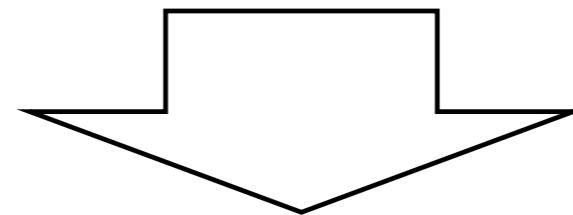
5. 町政運営
(まちづくり基本条例第9章)

まちづくり指針 (R3 ~ R6) および施政方針 (毎年)

西原町地域福祉計画(予定)

各
個
別
計
画

- 西原町男女共同参画計画(第三次)(さわふじプラン)
- 西原町教育大綱
- 西原町教育情報化推進計画
- 町の社会教育(基本方針・重点目標)
- 西原町歴史文化基本構想
- 西原町強靱化地域計画
- 西原町地域防災計画
- 西原町国民保護計画
- 西原町災害時要援護者支援計画
- 西原町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 西原町一般廃棄物処理基本計画
- 西原町生活排水対策推進計画
- 西原町墓地基本計画
- 西原町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 西原町新エネルギービジョン
- 西原町水道ビジョン
- 西原町公共下水道基本計画
- 西原町健康増進計画(にしはら健康21)(第2次)
- 保健事業実施計画(データヘルス計画)
- 西原町特定健診等実施計画(第2期)
- 西原町子ども・子育て支援事業計画(第2期)
(ゆいまーるにしはらわらびプラン 2020)
- 西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン2021)
- 西原町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
(ほのぼのプラン2021)
- 西原町自殺対策計画
- 西原町農業振興地域整備計画
- 西原町森林整備計画
- 西原町道路整備計画
- 西原町都市基本計画(都市マスタープラン)
- 西原町橋梁長寿命化修繕計画
- 小波津川沿川まちづくり計画
- 西原町景観計画
- 市街地整備プログラム
- 西原町国土利用計画(第四次)
- 西原町観光振興計画
- 西原町公共施設等総合管理計画
- 西原町職員定員適正化計画
- 西原町における特定事業主行動計画
- 西原町行政改革大綱(第7次)
- 西原町まち・ひと・しごと創生総合戦略



実行計画

第6 まちづくりの重点施策

1 平和で人間性豊かなまちづくり（まちづくり基本条例第4条）

西原町は、平和な世界の創造を目指し、平和活動を推進するため、個人の人間性を尊重し、あらゆる町民が生涯を通して学び、文化を継承発展させるとともに創造していくことのできるまちづくりに努めます。

(1) 平和事業の推進（企画財政課 地域振興係）

去る大戦では、10 数万人の県民が犠牲となり、本町においても当時の住民の約半数近くの尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、未だ不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、

「命どう宝」を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何よりも優先されるべきものとし、各種平和事業を推進して一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現を目指します。



カンボウヌクェヌクサー
戦後 75 周年記念「艦 砲 ぬ 喰 え 残 さ ー」
フクギ案内板 2020. 10. 30

(2) 地域活性化事業の推進（企画財政課 地域振興係）

地域づくりを進めるには、町民が自主的に諸活動に参加し、信頼と連帯感に満ちたコミュニティの形成に努めることが最も大切です。そこで、活力に満ちた明るく住みよい地域社会の形成に向けて、各自治会の自主的な地域自治活動を促進するための施策を推進します。



(3) 男女共同参画社会の推進（企画財政課 男女共同参画係）

西原町男女共同参画推進条例の理念に基づき、性別にかかわらずすべての人が互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりを目指します。



(4) 学校教育の充実（教育総務課 学務係・教育総務係）

1人1台端末（ICT）を活用して、「個別最適化された学び」の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することにより、児童生徒の「自ら学ぶ意欲」を高め、情報活用能力を含む「確かな学力」の向上を図ります。

また、心身ともに健やかで、たくましく生きる幼児児童生徒を育成するため、学校、家庭、地域との協働による心の教育を推進し、食育、保健、安全教育など生活と関連を図った健康・体力づくりを推進します。



さらに、国際性豊かな視野の広い人材及び情報社会に対応できる人材を育成するため、国際理解教育、情報教育を推進します。

(5) 教育環境の充実（教育総務課）



校務の情報化や児童生徒のICT機器の効果的な利活用のための環境整備を図るとともに、老朽施設の改善、維持管理を図り安全・安心な教育環境の整備に努めます。

(6) コミュニティスクールの導入（教育総務課）



子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、その課題の解決を目指すために学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に取り組みます。

(7) 認定こども園の創設（教育総務課、こども課）



幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、それぞれの良いところを活かしながら両方の役割を担うとともに、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れることが可能な教育・保育施設として、認定こども園の創設に取り組みます。

(8) 学校給食の充実・強化（教育総務課 学校給食共同調理場）



栄養に配慮した安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことが学校給食の目的となっています。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安全・安心な給食の提供に努めます。



(9) 生涯学習の振興（生涯学習課 生涯学習振興係、文化課 図書館係）



町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められております。そのため、各種社会教育関係団体の育成支援をはじめ、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館については、利用者のニーズに応えられるよう、最新図書をはじめ地域資料収集等に努め、企画展などの充実を図り、町民の読書活動を支援します。

中央公民館については、各種事業や講座などの拡充を図り、生涯学習活動の機会及び情報を町民へ積極的に提供します。

(10) スポーツ・レクリエーション活動の推進 (生涯学習課 社会体育係)



スポーツ・レクリエーションは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、心豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものです。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に応えるため、運動公園施設や学校施設を広く町民に開放し、健康づくりや交流の場としての利



サッカー教室のようす

活用を促進します。また、関係機関・団体と連携を図りながら、町民の健康づくり・体力づくりに取り組み、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。バレーボールの盛んな本町の特性を生かし、ビーチバレーボールも含めた競技大会やプロサッカーチームなどのキャンプ誘致や定着化に向けて、関係団体との連携に努めます。

(11) 青少年健全育成の推進 (生涯学習課 生涯学習振興係)



社会構造が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、インターネット上の有害情報の氾濫や SNS 等によるいじめやトラブル、児童生徒の深夜はいかいや飲酒・喫煙といった問題など、厳しい状況下にあります。それらの問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。



西原町少年の主張大会

また、町青年協議会の再活動に向け、青年会活動の活発な自治会との意見交換の場を設けるなど活性化を図ります。

(12) 文化事業の推進 (文化課 文化財係)



近年、町の文化振興施策や町民、文化団体の伝統文化・芸術活動を通して、新たな地域文化創造の気運が高まっています。今後も地域に残る伝統文化の保存・継承や文化財保護思想の高揚を図るために諸事業を実施していきます。また、町内の歴史文化遺産は、西原町歴史文化基本構想で掲げた方針に基づいて具体的な保存活用計画



内間御殿

を策定し、活用を進めます。

特に、国指定史跡「内間御殿」については、町の文化遺産として将来へ継承するための整備を進めます。さらに、県内外へ向けた周知活動を図り、地域への誇りや文化財保護思想の醸成に繋げていくことを目指します。

(13) 町民交流センター利活用の推進 (生涯学習課 町民交流センター係)



文化振興の拠点として施設管理や基盤強化を図り、文化・芸術活動の拠点となるよう、主体的・創造的な文化活動を支援します。また、民間や文化・芸術団体の活力を生かして様々な催し物を開催し、町民が文化・芸術に触れる機会を創出します。

(14) 国際交流事業の推進 (総務課広報係)



本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を生かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。それらを踏まえ、本町においても持続可能で発展的な国際交流事業を検討・推進します。また、本町の移民の歴史などを踏まえ、海外移住者子弟事業に取り組みます。

2 安全で環境にやさしいまちづくり (まちづくり基本条例第5条)

西原町では、安全で環境にやさしいまちづくりを目指して、町民の身体、生命や財産の安全を確保するとともに、総合的かつ機能的な危機管理の体制を強化するため、町民や事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援を図っています。また、相互に助け合っ活動することができるよう、地域社会での連帯意識を深めます。

自然、生活及び地球環境を保全するために、循環型社会の形成や地球温暖化対策など、環境にやさしい快適な生活空間の形成に努めます。

(1) 交通安全施設の整備と安全教育の推進 (生活環境安全課 防災係)



本町は住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」、「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携し交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。



(2) 消防・防災体制等の確立 (生活環境安全課 防災係)



消防・防災については、「災害はいつでもどこで発生してもおかしくない」という教訓を踏まえ、町民の生命や財産の保護を具体的かつ実践的に対応できるよう消防及びその他関係機関、自主防災組織との連携を強化するとともに、町民の防災意識の高揚に

努めます。また、引き続き、自主防災組織の拡充や組織率の向上に努めます。



(3) 環境保全対策の推進 (生活環境安全課 環境保全係)



環境問題については、地球温暖化やオゾン層破壊などの地球規模の問題をはじめ、自動車の排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音、廃棄物の増大など都市・生活型公害により、多様化・複雑化しています。このような中で、廃棄物の発生抑制や資源としての再利用など、循環型社会の形成が求められています。

今後は、新たに町リサイクルヤードを整備します。また、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、さらなるゴミの減量化・再資源化に努めます。

町における一般廃棄物（焼却灰など）の最終処分については、新たに整備した美らグリーン南城（最終処分場・南部広域行政組合所管）において適正管理します。また、東部環境美化センターなどの老朽化に伴い、中間処理施設（ゴミ焼却施設）の新炉建設が必要であり、関係市町とともに南部行政組合において検討していきます。



(4) 上水道事業の充実 (上下水道課)



水道は町民生活や産業を支える生活基盤の一つであり、水道サービス（安全、安定、低廉）の向上を図りつつ、将来にわたって継続して提供していくことが求められています。水道ビジョンに掲げられた「安全」「強靱」「持続」を目標に、今後の人口減少社会や老朽管更新に備え、経営戦略をもとにさらに経営健全化に取り組み、なお一層の充実を図ります。

(5) 下水道事業の推進 (上下水道課)



下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水防除を目的に事業を推進します。汚水事業については、未普及解消に向けて早期整備及び効率的な整備に取り組むとともに、下水道整備済区域においては、接続率向上のため普及啓発、適正な使用料への見直しの検討を行い、公営企業として経営健全化を図ります。

3 健康と福祉のまちづくり (まちづくり基本条例第6条)

町民の相互理解と協力のもと健康増進及び福祉の向上を推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めます。また、生活基盤整備にあたっては、町民に心理的及び物理的な障壁を感じさせないまちづくりを進めます。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応 (健康支援課)



新型コロナウイルス感染症は町民の健康と町民生活に大きな影響を与えています。感染拡大防止を図るため、国、県と連携し情報収集を図るとともに、町民に必要な情報を発信していきます。

また、新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種体制の構築を図ります。

(2) 成人保健事業の推進 (健康支援課 保健予防係)



本町は生活習慣病によるメタボリックシンドロームの割合が高く、高度障害や早世につながるケースもみられます。町民が元気に暮らせるよう町民の健康寿命の延伸、早世の予防を目指し、「にしはら健康 21」、「データヘルス計画」及び「特定健診等実施計画」に基づいた健康づくり対策を実施します。



食育月間イベント

(3) 医療保険事業の推進 (福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係)



国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政状況にあります。そのことから、歳入面においては、「西原町国民健康保険特別会計の累積赤字解消計画(第二次改定)」に基づき、令和6年度予定の保険料の統一化に向け、税率見直しの検討を行いながら単年度赤字の抑制に努めます。歳出面においては、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施するとともに、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化するなど、経営の安定化に努めます。

また、後期高齢者医療制度については、安心して医療が受けられるように、沖縄県

後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

(4) 母子保健事業の推進（健康支援課 保健予防係）



母子保健については、乳幼児の感染症予防のため定期予防接種費用の公費助成を実施しております。令和2年10月からはロタウイルス予防接種も開始しています。また、乳幼児の健康の保持増進を図るため各種健康診査を実施しており、乳幼児の発育・発達や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援で保護者の育児不安の解消に努めます。



(5) 児童・母子（父子）福祉の推進

（こども課 保育所係・子育て支援係、健康支援課 保健予防係）



子ども達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育てを支援し安心して子ども産み育てることのできる環境づくりを推進するため、第2期西原町子ども・子育て支援事業計画に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。



また、こども医療費助成の拡大を図り、子育て世帯への支援を強化します。

さらに、特定妊婦や要保護児童及び子どもの貧困など、妊娠期から児童生徒まで切れ目のない支援ができるよう、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を担う部署の設置に努めるとともに、関係機関と連携を密に図りながら子ども達が、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける西原町（社会）の実現を目指します。

(6) 地域福祉活動の推進（福祉保険課 社会福祉係）



町民の多種多様なニーズに対応した活力ある「ふれあいのまち」を築いていくためには、町民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支えあう地域社会づくりが重要となっています。今後は、地域福祉計画の策定に向け取り組むとともに、町の社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携しながら地域福祉の向上に努めます。

また、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、地域の協力を得ながら包括的な支援体制が構築できるよう努めます。

(7) 高齢者福祉の推進（健康支援課 介護支援係）



本町の高齢者人口は、ゆるやかに増加しています。しかしながら、今後の急速な高齢化を見据えた対策の展開として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、既存のサービスだけではなく多様な社会資源の活用により、医療、介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。



また、※フレイルなどの高齢者の多様な健康課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施を図っていきます。

※フレイル・・・要介護状態に至る前段階として位置づけられますが、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

(8) 障がい者（児）の福祉の推進（健康支援課 障がい支援係）



障がいのある人が全てのライフステージを通し、自分の人生を自らが選択・決定し、その人らしく自立した日常生活及び社会の様々な分野の活動に参加できる機会を確保するため「西原町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を見直し、「障がい者の自立を支える笑顔あふれるまち・西原町」を目指します。



4 豊かで活力のあるまちづくり（まちづくり基本条例第7条）

西原町は、地域の資源を適切かつ意欲的に生かすことにより、地域産業の活性化、生活基盤整備等による町民の利便性の向上を図り、豊かで活力あるまちづくりに努めます。

(1) 農業の振興（産業観光課 農林水産係・農地農政係）



本町農業の基幹作物であるさとうきびは、生産者の高齢化や担い手の減少による厳しい状況にあります。関係団体と連携し各種取り組みを行い、生産の維持に努めます。また、園芸作物については収益性の高い品目の栽培や品質の向上と安定出荷を推進するため、関係団体と連携しながら振興を図ります。

畜産業については、農家の経営基盤の安定・強化を図るため、関係機関と連携し農家の所得向上に向けた飼育技術等の支援を行い、今後の生産拡大の推進に取り組みま

す。

農水産物流通・加工・観光拠点施設（愛称：西原さわふじマルシェ）については、指定管理者である沖縄県農業協同組合と連携し、第一次産業及び商工観光産業の相互発展を図り、農業従事者、加工業者、販売業者等の所得向上、地産地消及び観光振興の推進に取り組み、本町の産業振興と地域活性化に努めます。



(2) 水産業の振興（産業観光課 農林水産係）



水産業については、与那原・西原町漁業協同組合等との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、漁業の振興及びよりよい漁業環境づくりに取り組みます。また、拠点産地認定の「ソデイカ」等の水産物のPRに努めます。

(3) 緑化の推進（産業観光課 農林水産係）



森林や花木などの植物は、国土の保全やCO₂の削減に伴う温暖化の抑制、水資源の涵養、人の心身の癒し効果等、“みどり”は地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。本町の都市化や開発が進む中、森林区域の保全や緑化推進を図り、緑豊かなまちづくりに努めます。

(4) 商工業の振興（産業観光課 商工観光係）



商工業の振興については、町商工会との連携を強化しつつ、6次産業化に向けた農商工連携の推進に努めます。また、小那覇工業専用地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業の優先発注、町産品優先使用などを引き続き推進し、町内企業の育成を図ります。

雇用については、町商工会や関係機関・団体等との連携強化を図るとともに、新たな雇用創出の確保に努めます。

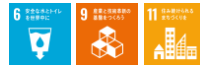
(5) 観光振興（産業観光課 商工観光係）



観光振興については、平成29年に策定した西原町観光振興計画に基づき推進します。西原町観光まちづくり協会と連携し、本町のさらなる活性化と観光振興を図ります。また、観光キャラクター「さわりん」の精力的な活動により、本町の知名度向上と地域活性化に取り組みます。さらに、商工会および関係団体と連携を図り、内間御殿などの地域資源の発掘と活用、地場産品の開発に努めます。



(6) 道路網及び排水施設の整備（土木課）



住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境と地域の活性化を図るため、本町のまちづくりの骨格となる町道路線の継続整備と道路網の構築を進めます。また、既存道路については、長寿命化の視点に立ち適切な修繕を進めていきます。さらに、災害の危険がある箇所については、必要な財源の確保に取り組みながら危険箇所への対応を進めます。また、国・県事業については、国道329号西原道路の早期事業化に向け、引き続き取り組むとともに、県道浦添西原線道路整備事業、県道那覇北中城線道路整備事業、小波津川河川改修事業等についても、早期整備に向けて県と連携して取り組みます。

(7) 都市基盤施設の整備（都市整備課）



アメニティ豊かな都市空間の形成を確立するため、西原町都市計画マスタープランの改定を実施することや主に幹線道路の沿道や緩和区域内既成市街地における市街化区域編入などの検討を進めるなど、土地利用の誘導を図るとともに、引き続き市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。大型MICE施設周辺の土地利用については、特に国道329号西原バイパスの整備と併せて小那覇工場適地南側への拡大に取り組みます。

また、西原西地区区画整理事業については、引き続き事業の進捗に努め、沖縄都市モノレールでだこ浦西駅周辺地区においては、土地利用見直しを検討するとともに、西原中心核地区を含む「市街地整備プログラム」についても改定を検討します。大型MICE施設建設事業や周辺の環境整備に伴う公共交通機関の整備については、関係機関と連携して促進を図ります。



(8)モノレールの延伸（企画財政課）



2017年（平成29年）に策定された「沖縄MICE振興戦略」の成立要件の一つであるアクセス交通手段の確保、特に公共交通体系の整備を大型MICE施設整備と同時一体的に進めることで、その戦略の事業性はより確実なものとなり、さらには、本県東西両地域の結びつきをより強固なものとする事が可能になります。その戦略を確実なものにするためには、モノレールを「てだこ浦西駅」から東海岸地域へ延伸することが有効であると考えています。本町が作成した『「ゆいレール」の東海岸への延伸計画試案書』においては、モノレール延伸事業としての成立可能性の見通しと有効性を示しています。

西原町まちづくり推進協議会と連携し、沖縄県事業として、モノレールを大型MICE施設が立地される東海岸地域まで延伸決定されるよう要請を行っていきます。

(9) 民間活力の導入（企画財政課）



各教育関係施設をはじめ、本町の公共施設の維持管理及び老朽化による建て替えの検討が必要となっています。財政状況が厳しい中、行財政改革の一つとして、民間活力を活用した※PPP/PFI事業の導入を行っていくことで解決を図っていきます。

※PPP/PFI…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

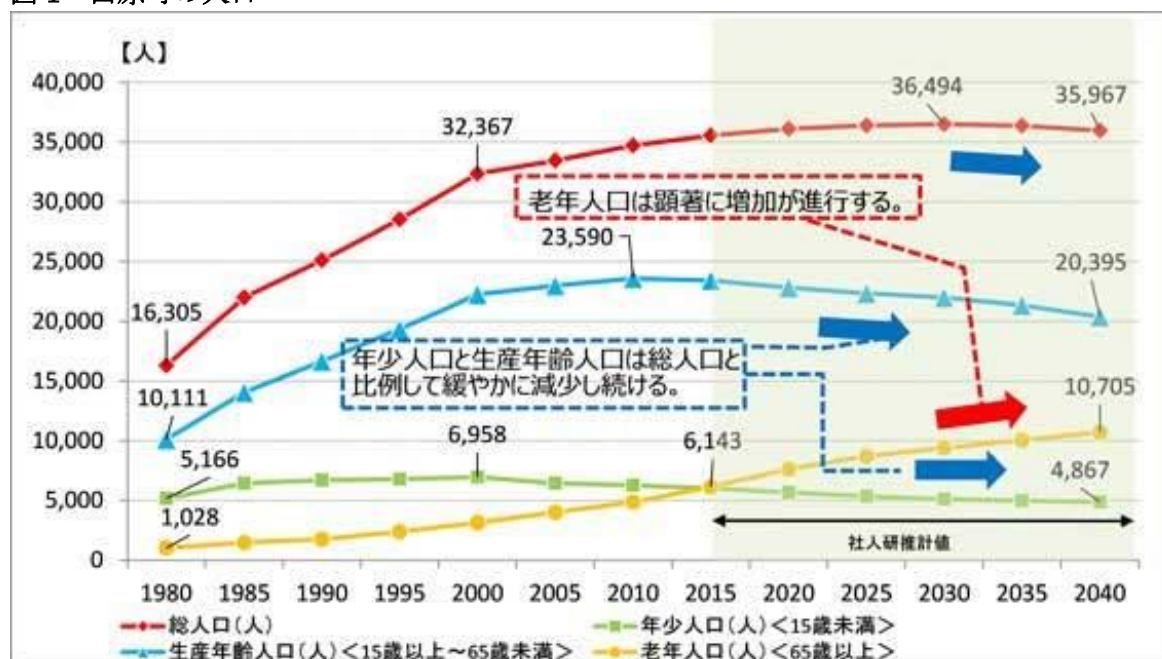
第7 西原町の人口ビジョン

国勢調査での西原町の人口推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は1980年（昭和55年）から2015年（平成27年）の35年間で約11,000人と顕著に増加し、老年人口（65歳以上）も約5,000人増加しています。また、生産年齢人口や老年人口が増加する一方で、年少人口（0～14歳）は、ほぼ横ばいで推移しています。2015年（平成27年）では、年少人口と老年人口に逆転現象が生じており、全体に占める老年人口の割合が18.1%となっていることから本町においても少子高齢化の進行が伺えます。

国立社会保障・人口問題研究所が2013年（平成25年）3月に推計した「日本の地域別将来推計人口」では、2020年（令和2年）の西原町の人口は、36,107人となっており、3万6,000人台を突破するものの、2040年（令和22年）までほぼ横ばいの数値となっています。しかし、2020年（令和2年）における老年人口の割合が21.1%であるのに対し、2040年（令和22年）老年人口は29.8%と8.7ポイントも上昇することから本町においても更なる高齢化の進展が予測されます。

なお、様々な施策を展開していく上で、実際の人口動態について注視していく必要があり、将来にわたって町の活力を維持するという観点から、人口が減少する前に総合的かつ有効な施策を進め、できる限り現在の人口規模を維持していくことが重要です。

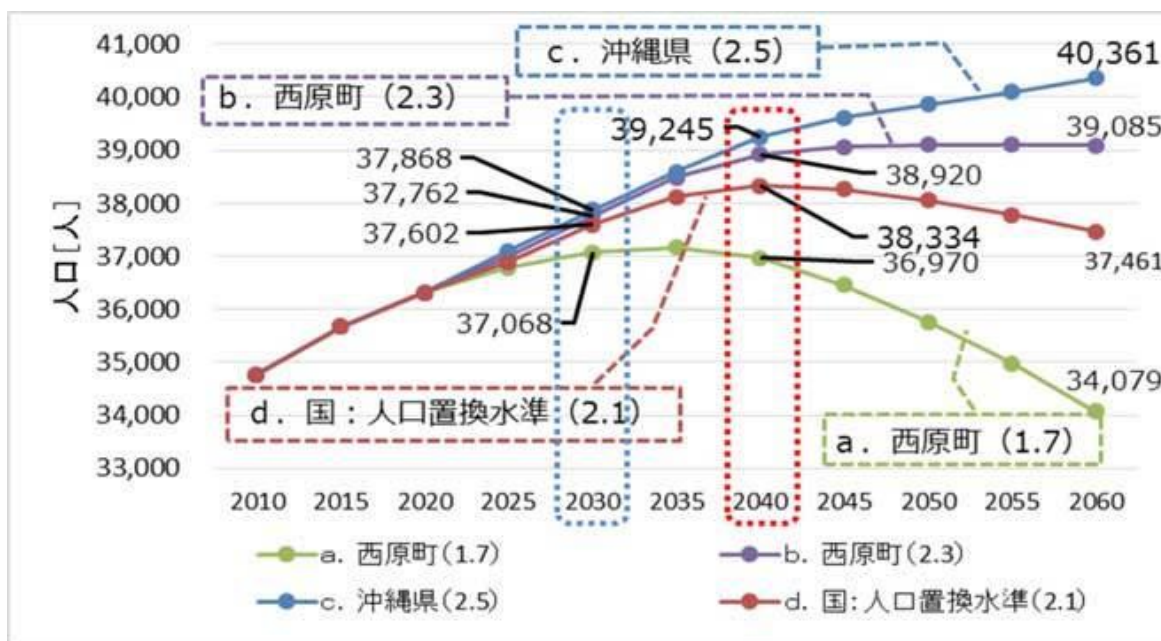
図1 西原町の人口



国勢調査人口等基本集計結果、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」に基づく

(出典：平成28年3月西原町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略)

図2 西原町の人口推計



- a. 西原町の現行の合計特殊出生率「1.7」で推移した場合。
- b. 西原町の合計特殊出生率が段階的に上昇し、2025年には人口置換水準の「2.1」、最終的には沖縄県の推定増加率(約35%)と比例した「2.3」になった場合。
- c. 西原町の合計特殊出生率が段階的に上昇し、沖縄県の推定値「2.5」と同じになった場合。
- d. 西原町の合計特殊出生率が人口置換水準「2.1」と同じになった場合。

(出典：平成28年3月西原町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成27年度に策定した「西原町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2060年(令和42年)までに出生率を「2.3」まで上昇させ、39,000人の人口を達成することを目標としています。(図2「b.西原町(2.3)」参照)

出生率については、西原西地区土地区画整理事業の進捗や沖縄都市モノレールでこ浦西駅周辺地域、マリンタウン後背地の土地利用見直しなどの都市基盤の整備による社会増のみならず、子育て支援をはじめとした各施策のさらなる充実を図ることによる人口の自然増を促すことを目標とし、設定しています。具体的な施策については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられています。

※ 2016年(平成28年)10月に発表された「平成27年国勢調査人口等基本集計結果」によると、増加していた西原町の人口は、2015年(平成27年)に減少となりました。これは、隣接市町村の宅地開発や、本町における建設事業による転居などの影響で、一時的な減少であると考えられます。平成27年国勢調査の結果をもとにした国立社会保障・人口問題研究所の人口推計はまだ出されていないため、2013年(平成25年)3月の推計値を用いています。

第8 西原町の土地利用

西原町第四次国土利用計画（平成24年4月策定）では、地域区分を本町の地形条件や社会的・経済的条件を考慮して、地域ごとに町土利用の目標を「台地文教地域（459ha）」、「傾斜緑地地域（294ha）」、「平野地域（384ha）」、「臨海地域（447ha）」の4地域に区分しています。



地域区分図（平成24年4月西原町第四次国土利用計画より抜粋）

第9 土地利用構想

西原町においては、平成5年度基礎データの整理、平成12年3月に「西原町都市基本計画（都市マスタープラン）」を策定し、これまで当該計画に基づき都市計画的な視点からまちづくりを進めてきましたが、社会情勢や地域情勢の変化を捉え反映しながら、見直し計画となる「西原町都市計画マスタープラン」を平成24年に策定を行いました。大型MICE施設がマリントウン地区に建設されることにより、新たな土地利用について平成29年12月にマスタープランの一部改訂を行い、次のとおりまちづくりを進めていきます。



凡 例					
	低・中層専用住宅地		公共公益施設用地		地区レベル幹線道路
	中・高層専用住宅地		教育施設用地		補助幹線道路
	中心商業地（商業系ゾーン）		公園		沖縄自動車道
	近隣商業地		緑地		軌道系公共交通機関等及び駅
	観光商業・宿泊施設用地		既存集落地		小・中学校
	レクリエーション・レジャー施設用地		その他（農地・傾斜緑地）		公共公益施設
	沿道利用型施設用地		主要幹線道路		港湾施設用地
	工業地		都市レベル幹線道路		河川

土地利用構想（平成29年12月西原町都市計画マスタープランより抜粋）

1 西原西地区土地区画整理事業

本地区は、本町の北西部に位置し、県道沿線には住宅と商業施設が立地しており、その後背地の平野地には農地、傾斜地には原野が多く存在します。近年、隣接地の那覇市、浦添市及び宜野湾市からの人口の流入が当地区周辺の市街地に集中し、さらに県道浦添西原線、同那覇北中城線（4車線化）の整備計画もあることから、それらが要因となり無秩序な住宅開発などが懸念されています。

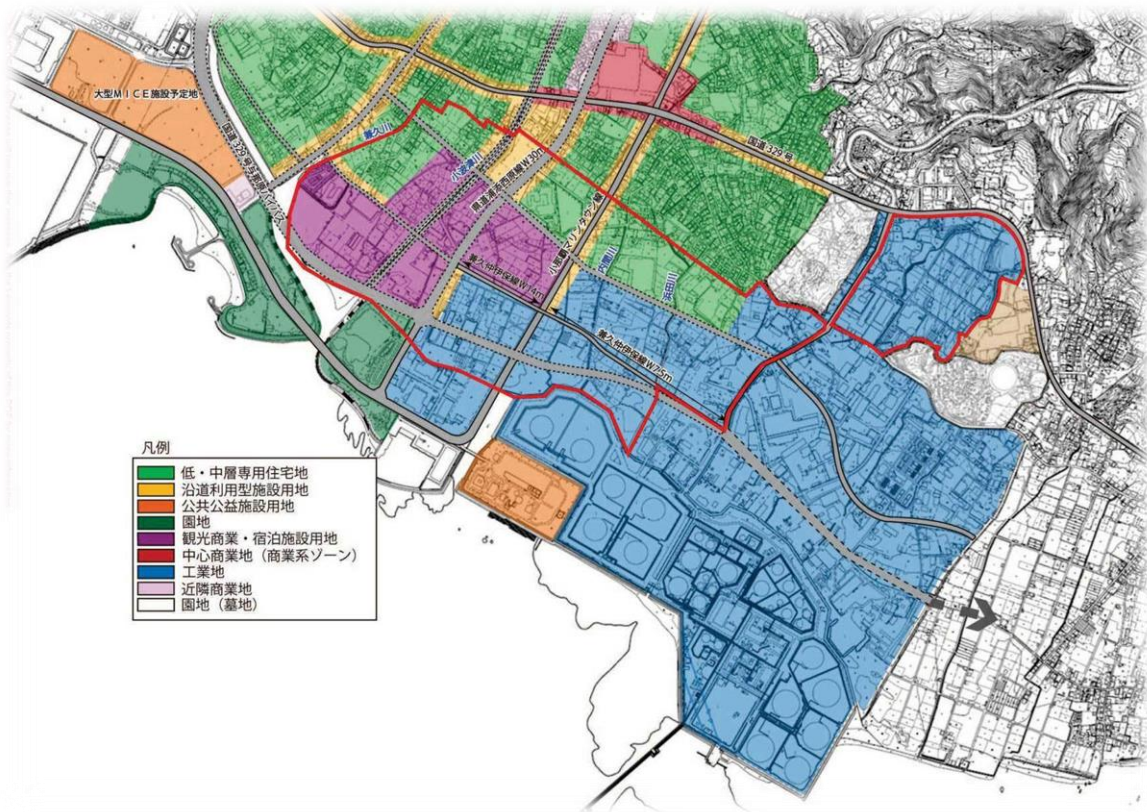
このため、本事業において都市基盤の整備、良好な住宅地の確保、併せて賑わいのある商店街及び地域コミュニティの向上を図ります。

2 大型 MICE 施設周辺エリアのまちづくり

平成 27 年 5 月、マリンタウン地区に大型 MICE 施設の建設が決定されました。県において、新たな振興計画へ反映することを目的に策定を進めている「※東海岸サンライズベルト構想」の実現に向け、これからの西原町並びに東海岸地域の開発促進及び魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化を拠点として賑わいのあるまちづくりを目指していきます。

※東海岸サンライズベルト構想…県土の均衡ある発展に向けて、東海岸地域の活性化・発展を推進するための構想のこと

土地利用構想



3 モノレールてだこ浦西駅・幸地インターチェンジ周辺のまちづくり

沖縄都市モノレールの浦添延長区間（4.1^{キロ}）が令和元年10月1日に開業し、新たな4駅の周辺では駅を中心とした街づくりが進められています。

広域交通関連拠点となる沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺地区の基盤整備については、令和6年度に完成を目指す幸地インターチェンジとの連携強化を図ることを検討します。

てだこ浦西駅周辺 完成イメージ



広域交通関連拠点整備位置図



主要地方道浦添西原線整備状況 R2. 4. 3



第 10 各施策を推進するにあたって

本町の財政状況は非常に厳しく、これまで行政改革大綱などの実施と検証を行いながら財政運営を行ってきました。

本指針に掲げる重点施策を実現するための財政見通しは、当該計画期間を含む今後 10 年間においても、厳しい状況が続くことが想定されます。

さらに、現在においては新型コロナウイルス感染症の影響により、地方財政の状況がどうなるのか予測を立てるのが難しくなっています。ウィズコロナ、ポストコロナという時代を見据えた対応も迫られてくるため、より効率的な予算執行と計画的な事業運営を進めながら、徹底的な行財政改革を進め、施策の実現を図る必要があります。

なお、実行計画において、毎年ローリング方式で事業の精査を行い、身の丈に合った規模で計画的な事業が実施できるよう、見直しを行っていきます。

参考 西原町の財政状況

1 歳入歳出総額の推移

本町の財政状況（規模）は、復帰以降の急激な人口増の中、歳入歳出ともに毎年増え続けました。決算規模は、平成13年度（2001年度）までは80億前後を推移していましたが、町立図書館建設事業等により平成14年度（2002年度）から100億前後となりました。小泉政権下で進められた三位一体改革期間である平成16年（2004年）から平成18年（2006年）は下がるものの、その後は多様な行政サービスに伴い、増加傾向をたどっています。特に平成25年度（2013年度）から平成28年度（2016年度）までは、庁舎等複合施設建設事業の影響で急激に増加し、140億円を超えていました。平成29年度（2017年度）からは財政再建により圧縮され、120億円程度を推移しています。

図3 西原町の歳入総額と歳出総額の推移

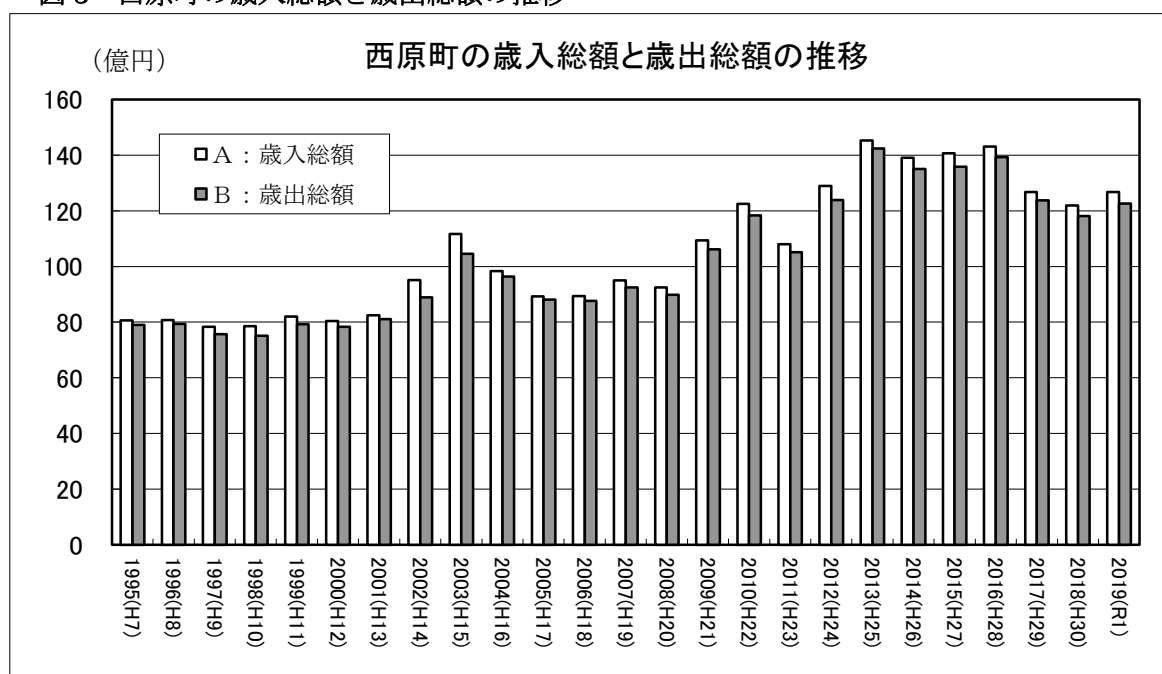


表1 過去6年間の西原町の歳入総額と歳出総額の推移

単位：千円

年度	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
歳入総額	13,902,637	14,069,131	14,313,568	12,671,102	12,190,577	12,674,483
歳出総額	13,499,647	13,583,295	13,925,860	12,370,102	11,809,454	12,259,824
歳入歳出差額	402,990	485,836	387,708	301,000	381,123	414,659

2 歳入の推移

町の主要4財源のうち、自主財源の「地方税」は、国内景気回復と相まって順調に伸びています。地方交付税は、国の財政再建や三位一体改革の影響を受けた平成15年度(2003年度)から平成18年度(2006年度)ほどの急激な減額ではないものの、近年は微減傾向にあります。国・県支出金については、大型事業の影響で全体として変動はあるものの、民生費関連については、扶助費の伸びに伴って増加傾向にあります。地方債はハード事業に伴い発行するため、平成14年度(2002年度)から平成15年度(2003年度)の急激な増額は、主に町立図書館建設事業、平成25年度(2013年度)の急激な増額は、庁舎等複合施設建設事業の影響によるものです。その他の歳入について、平成26年度(2014年度)から平成27年度(2015年度)の急激な増額は、主に町有地の売却によるものです。現在、売却できる町有地はほとんど無いため、現状の行政サービスの水準、施設管理や人員体制を維持する場合は使用料・手数料等の適正化やふるさと納税の強化など、歳入を増やしていく手段を構築していかなければなりません。

図4 西原町の歳入の推移

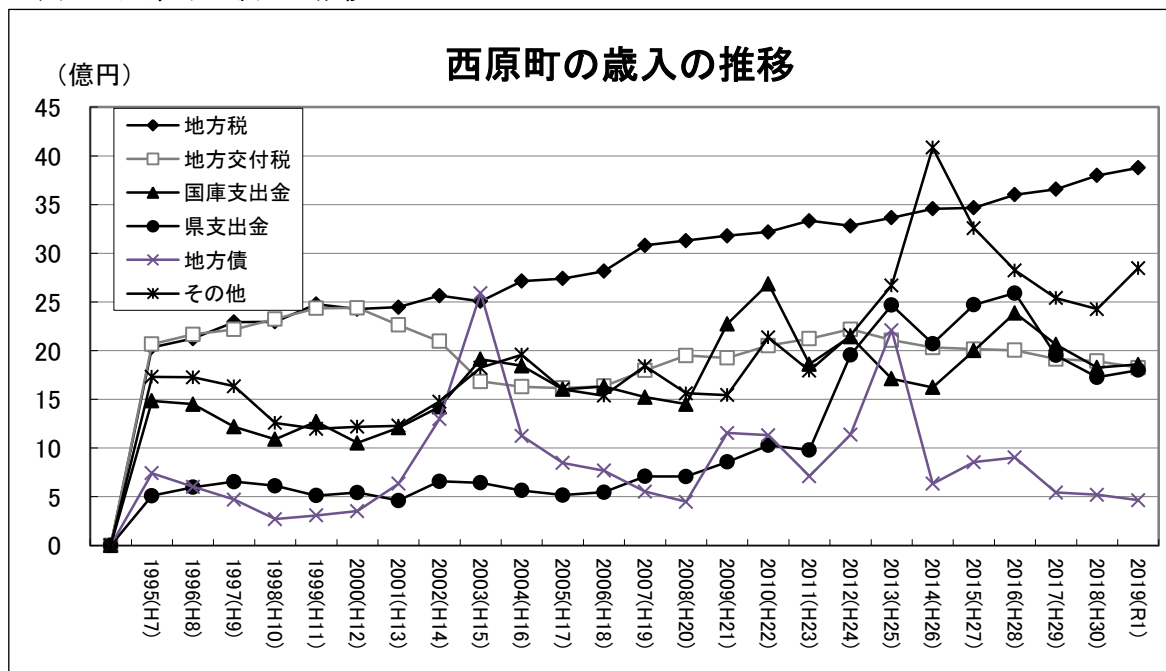


表 2 過去 6 年間の西原町の歳入の推移

単位：千円

年度	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
歳入総額	13,902,637	14,069,131	14,313,568	12,671,102	12,190,577	12,674,483
地方税	3,457,821	3,467,369	3,601,484	3,657,401	3,798,250	3,877,317
地方交付税	2,032,555	2,016,182	2,005,052	1,914,328	1,892,146	1,824,960
国庫支出金	1,622,800	2,001,212	2,387,328	2,062,961	1,826,483	1,858,557
県支出金	2,071,297	2,470,589	2,590,893	1,952,222	1,727,222	1,801,285
地方債	633,538	854,747	903,654	543,447	519,525	464,744
その他	4,084,626	3,259,032	2,825,157	2,540,743	2,426,951	2,847,620

3 性質別歳出の推移

歳出については、インフラ整備を中心とした「土木・投資型」の財政構造で推移していましたが、平成15年（2003年）からは扶助費の伸びが著しく、「医療・福祉型財政」へと転換しており、近年では、扶助費の割合が約30%と一番大きく占め、扶助費の増加傾向に歯止めがかからず、財政を圧迫する大きな要因となっています。行政需要は増加傾向にあるものの、人件費については同程度で推移しており、職員に負担がかかっていることを示しています。公債費については、ハード事業に伴い発行額は変動があるものの、近年は低金利の影響もあり、微増となっています。普通建設事業については、大型事業に伴い増減があったものの、近年は補助事業の減額や財政再建で減額傾向にあります。今後は、MICEエリア周辺地域の整備や西地区区画整理事業など多額の経費を要する建設事業が控えており、教育施設等の修繕・建替え時期が重なっていることから、さらなる財政再建が必要となってきます。他の費目でも、国民健康保険特別会計の累積赤字解消のための繰出金や一部事務組合負担金などの補助費なども増額傾向にあり、財政の硬直化が進むことが見込まれます。

図5 西原町の性質別歳出の推移

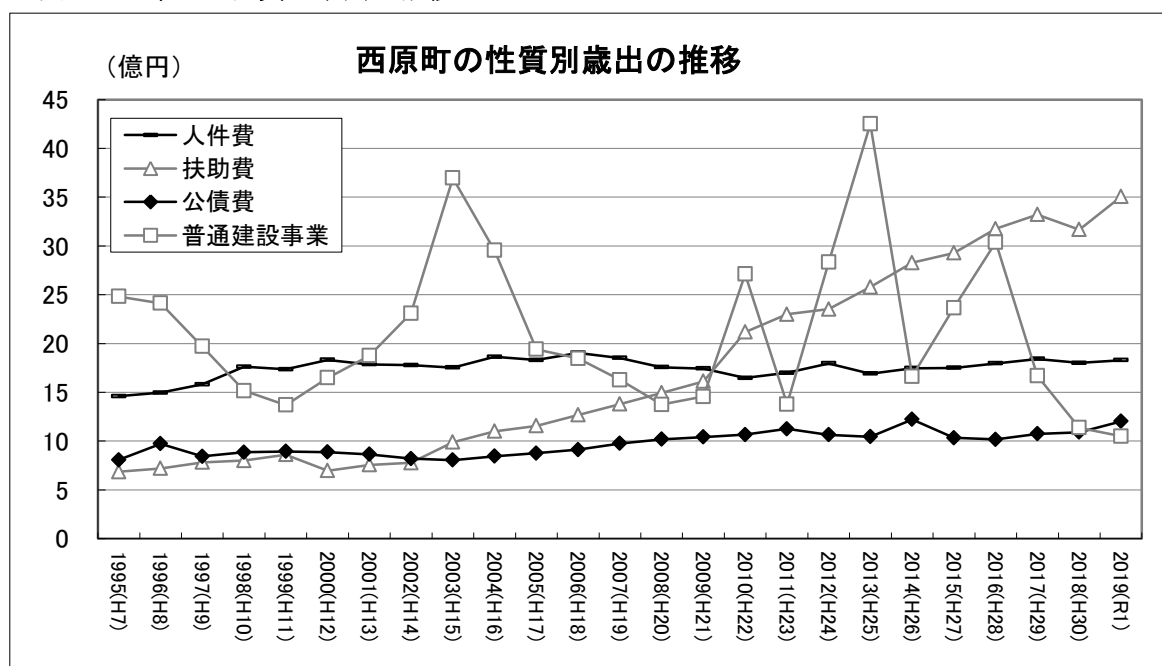


表3 過去6年間の西原町の性質別歳出の推移

単位：千円

年度	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
歳出総額	13,499,647	13,583,295	13,925,860	12,370,102	11,809,454	12,259,824
人件費	1,747,390	1,749,841	1,795,549	1,841,918	1,801,156	1,829,045
扶助費	2,827,202	2,928,215	3,175,954	3,322,431	3,167,990	3,505,846
公債費	1,222,021	1,033,541	1,017,190	1,073,641	1,090,555	1,202,599
普通建設事業	1,663,802	2,365,080	3,038,667	1,667,213	1,135,675	1,049,478